# 岐阜県労働保険指導協会だより

令和5年冬号



〒500-8367 岐阜市宇佐南3-2-9-2 岐阜県労働保険指導協会

**a** 058-201-0153



## 最低賃金以上かどうかの確かめ方

## 月給の場合

月給 ÷ 1カ月の平均所定労働時間(\*) ≧最低賃金(時間額)

## 日給の場合

ご確認ください

(随時改定4~6ページ)。

**金保険料が上がる**場合がございますので

昇給に伴い

健康保険料・

厚生年

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≧最低賃金(時間額)

(\*) 1カ月の平均所定労働時間とは…

1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12カ月

深夜割増賃金など)

式にあてはめてください 金から除外するもの」を除き、 い致します。 次の計

)所定労働時間を超える労働に対して支

(賞与など)

払われる賃金(時間外割増賃金など)

)所定労働日以外の日の労働に対して支

払われる賃金(休日割増賃金など)

以上かどうかのご確認をお 月給や日給から下記の「賃 労働者の給与が最低賃金 低 賃 金が改定され た

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に 労働時間の賃金の計算額を超える部分 対して支払われる賃金のうち、

住宅手当は賃金に含めます

通勤手当および家族手当

# ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃 臨時に支払われる賃金 賃金から除外するもの (結婚手当など



ご確認をお願い致しま

月給の方は

V

時給の方は

□ 日給の方は

社会保険料に変更があるか?

# 月給の具体例

### 正社員Aさんの場合

- ★月給 22 万円 (基本給 16 万円、通勤手当・ 住宅手当・時間外手当各2万円)
- ★年間所定労働日数は255日
- ★一日の所定労働時間は8時間
- ★最低賃金は1113円(東京)
- ①**計算の基礎となる賃金**を求めます。通勤手当、 時間外手当は除外し住宅手当2万を含めると、 16+2で**18万円**

- ②1カ月平均所定労働時間を求めます。
  - 8×255÷12で**170時間**(一日の所定労働 時間×年間所定労働日数÷12カ月)

③月給 ÷1カ月平均所定労働時間が最低賃金以上 であるかを確かめます。

18万 ÷ 170は約1059円で東京都の最低賃 金1113円を下回ってしまいます。

最低賃金を上回るには170×1113

(1カ月平均所定労働日数 × 東京都最低賃金)で

189210円以上(基本給+住宅手当)でな ければいけません。

# 令和5年度地域別最低賃金



令和5年度の最低賃金時間額の最高は東京1113円、最低は岩手の893円です。 全国平均の最低賃金時間額は1004円で、昨年度より43円引き上げられています。 なお、最低賃金時間額()内は令和4年度の最低賃金です。

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	   発効年月日	都道府 県名	最低賃金 時間額【円】	   発効年月日 
北海道	960 (920)	令和 5 年10月 1 日	滋賀	967 (927)	令和5年10月1日
青森	898 (853)	令和5年10月7日	京都	1008 (968)	令和5年10月6日
岩手	893 (854)	令和5年10月4日	大 阪	1064 (1023)	令和5年10月1日
宮城	923 (883)	令和 5 年10月 1 日	兵 庫	1001 (960)	令和5年10月1日
秋 田	897 (853)	令和 5 年10月 1 日	奈 良	936 (896)	令和5年10月1日
山形	900 (854)	令和 5 年10月14日	和歌山	929 (889)	令和5年10月1日
福島	900 (858)	令和 5 年10月 1 日	鳥取	900 (854)	令和5年10月5日
茨城	953 (911)	令和5年10月1日	島根	904 (857)	令和5年10月6日
栃木	954 (913)	令和5年10月1日	岡山	932 (892)	令和5年10月1日
群馬	935 (895)	令和5年10月5日	広島	970 (930)	令和5年10月1日
埼玉	1028 (987)	令和5年10月1日	ЩП	928 (888)	令和5年10月1日
千葉	1026 (984)	令和5年10月1日	徳島	896 (855)	令和5年10月1日
東京	1113 (1072)	令和5年10月1日	香川	918 (878)	令和5年10月1日
神奈川	1112 (1071)	令和5年10月1日	愛媛	897 (853)	令和5年10月6日
新潟	931 (890)	令和5年10月1日	高知	897 (853)	令和5年10月8日
富山	948 (908)	令和5年10月1日	福岡	941 (900)	令和5年10月6日
石川	933 (891)	令和5年10月8日	佐賀	900 (853)	令和5年10月14日
福井	931 (888)	令和5年10月1日	長崎	898 (853)	令和5年10月13日
山梨	938 (898)	令和5年10月1日	熊本	898 (853)	令和5年10月8日
長野	948 (908)	令和5年10月1日	大 分	899 (854)	令和5年10月6日
岐阜	950 (910)	令和5年10月1日	宮崎	897 (853)	令和5年10月6日
静岡	984 (944)	令和5年10月1日	鹿児島	897 (853)	令和5年10月6日
愛知	1027 (986)	令和5年10月1日	沖 縄	896 (853)	令和5年10月8日
三重	973 (933)	令和5年10月1日	全国加重	平均額 1004	(961) —

### 「最低賃金」とは最低賃金法に基づいて決定される賃金の最低基準額です。

なお、特定の産業においては「特定(産業別)最低賃金」が設定されています。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

令和6年1月分の給与より 健康保険料・厚生年金保険料が変わる可能性があります 最低賃金改定によりベースアップした場合には 随時改定

保険料は、 健康保険料と厚生年金

直します(定時決定)。 の給与を基に、9月に決定し 毎年4~6月

定されます。これを随時改定と言いま があった場合には定時決定を待たずに改 す(詳しくは左ページ)。 ただし、昇給などの固定的賃金の変動

どうかのご確認をお願い致します。 例1を参考に、随時改定に該当するか **アップ(昇給)した場合**には、下段の 10月の最低賃金改定によりベース

は、左下の例2を参考に随時改定の有 無のご確認をお願い致します。 間を超える時間外労働を実施した場合に 同様に、令和5年4月以降に月6時

# 当会からのお知らせ

60時間を超える時間外労働に伴う随時 続き等、労務管理全般についても当会 見直し、健康保険・厚生年金保険の手 就業規則・賃金規程・労使協定等の作成 改定のみならず、給与改定、給与計算、 しております(別途顧問契約が必要です)。 へお気軽にご相談ください。 当会は社会保険労務士事務所を併設 最低賃金改定に伴う随時改定や、月



ベースアップ(昇給)した場合 最低賃金改定に伴い の随時改定

り健康保険料・厚生年金保険料が改定に を満たした場合には、令和6年1月分よ 給与より天引きになります。 なり、その改定保険料は翌月の2月分の 給(ベースアップ)して随時改定の要件 給与より月給20万円から月給24万円に昇 (末〆、翌月10日払い、社会保険料は翌月給与天引き) 最低賃金改定に伴い、令和5年10月分

①月給20万円から24万円に昇給(ベース 満たした随時改定の要件は次の通り。

アップ)した

③3カ月とも支払基礎日数が17日以上 ② 2 等級以上の標準報酬月額の差が発生

20万 9月分 (10月10日払い)

- 24万 10月分 (11月10日払い) ← 44給

24万 11月分 (12月10日払い) 変動月より3カ月の

- 24万 12月分 (翌年1月10日払い) 随時改定の有無を判断

24万 翌年1月分 (2月10日払い) ↑ 改定月 (起算から

24万 翌年2月分(3月10日払い) ★1月分の

社会保険料天引き



随時改定Q&Aは6ページ

改定といいます。 準報酬月額を改定します。これを随時 わったときは、定時決定を待たずに標 固定的賃金の変動に伴って大幅に変 被保険者の報酬が、昇(降)給等の

満たす場合に行います。 随時改定は、次の3つの条件を全て

①昇給または降給等により固定的賃金 に変動があった。(\*1)

②変動月からの3カ月間に支給された 含む)の平均月額に該当する標準報 報酬(残業手当等の非固定的賃金を 酬月額とこれまでの標準報酬月額と の間に2等級以上の差が生じた。

2

③3カ月とも支払基礎日数が17日(特 者は11日)以上である。(\*3) 定適用事業所に勤務する短時間労働

険料より改定。下段の表を参照)。 的変動があった場合には、7月分の保 改定が行われます(4月分給与に固定 賃金の変動があった月から**4カ月目**に 1~3全てを満たした場合、 固定的

\*1:固定的賃金の変動例

\*・昇給、降給(4ページの例1)

給与体系の変更(日給→月給等)

・日給や時間給の基礎単価の変更

請負給、歩合給の単価や歩合率変更

住宅手当、役付手当等の固定的な手 当の追加、支給額の変更

※・割増賃金率の変更

時間外労働の割増率 月60時間を超える

\*2:健康保険・厚生年金 (5ページの例2)

(標準報酬月額表)

保険の保険料額表

\*3:支払基礎日数とは給与計算の対象 場合は暦日数で計算します。 となる日数です。日給制や時給制の 場合は出勤日数、月給制や週給制の

月の時間を超えた

に伴う随時改定 時間外労働の割増賃金率変更

時間外労働の割増賃金率は50%」に規程 金保険料が改定されます。 合には7月分給与より健康保険・厚生年 働があり、随時改定の要件を満たした場 いずれかの月に月6時間超えの長時間労 した会社において、令和5年4~6月の (末〆、翌月10日払い、社会保険料は翌月給与天引き) 令和5年4月より「月0時間を超えた

7月分より保険料改定です。7月分保険 料は翌月の8月分(9月10日払い)より 天引きです。(6ページ参照) **ず**、随時改定の要件を満たした場合には 4月分の残業代の支払い有無に関わら の給与が「変動月(起算月)」となり、 割増賃金率50%制度を導入した4月分

間超の時間外労 4月分より月60時

残業なし 4月分 (5月10日払い) への割増賃金率50%

「R業65時間 6月分 (7月10日払い)」

- <mark>残業20時間</mark> 5月分 (6月10日払い)-随時改定の有無を判 の報酬の平均額より **多動月より3カ月** 

残業なし 8月分(9月10日払い) ↑ 7月分の 残業なし 7月分 (8月10日払い)↑改定月 (起算から

5

社会保険料天引き

# 随時改定Q&A

間を超える時間外労働をした場合 令和5年4月以降に月6時 には随時改定の対象となる場合がござ

います。随時改定の概要は5ページ。



10日払い、社会保険料は翌 当社の給与は月末が、翌月

から昇給のために随時改定予定ですが 月給与天引きです。10月分

いつから社会保険料が変更ですか?



けた月から起算して4カ月 目の社会保険料から変更に 昇給した報酬を初めて受

5カ月目に給与天引きになります。 社会保険料は翌月給与天引きですので、 なります。ただし、この会社の場合には

(2月10日払い)から保険料から変更に い)から起算して4カ月目の翌年1月分 昇給した報酬の10月分(11月10日支払

> 翌月ですので、翌年2月分(3月10日支 払い)から保険料が変更になります。 なりますが、この保険料の給与天引きは (4ページ下段の表を参照

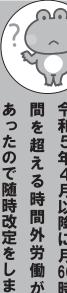


た。遡って随時改定するの でしょうか? 随時改定をしそびれまし



年金保険料を納めます(過 して差額の健康保険・厚生 はい、遡って随時改定を

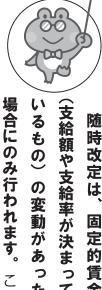
改定を忘れないようにしましょう。 料の支払いを巡って労使トラブルになり 納付の場合は払うべき保険料に充当可)。 かねません。そうならないためにも随時 遡って納付する場合、高額な社会保険



間を超える時間外労働が 令和5年4月以降に月60

があがる度に、随時改定をしなければ した。残業が多くなってその月の給与

なりませんか?



いるもの)の変動があった (支給額や支給率が決まって 随時改定は、固定的賃金

労働の割増賃金率が50%以上になったた のケースでは、月0時間を超える時間外 めに随時改定が行われました。

ない限り、時間外労働が増えたとしても め、以後、時間外労働の割増賃金率の社 随時改定の対象にはなりません。 内規定が変わる等の固定的賃金が変わら 残業手当は非固定的賃金にあたるた

関する事例集 はこちら■

随時改定の事務取扱いに



# 社会保険適用拡大 令和6年10月~

で働く短時間労働者(要件あり)

従業員が51人以上の事業所(\*1)

令和6年10月より、社会保険

、健康保険・厚生年金保険)

入しなければなりません。

(\*1):「フルタイム従業員」と「週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員(パートを含む)」の合計が51人以上の事業所

社会保険適用拡大

④学生ではない

ここがいら

# 社会保険に加入する 短時間労働者の要件

①週の所定労働時間が20時間以上 次の①~④全てを満たす方です

③2カ月を超える雇用見込み ②月額賃金が8・8万円以上

### 令和5年4月より

## 1カ月の時間外労働

日8時間·1週40時間 を超える労働時間

60 時間以下 60 時間超 割増賃金率は 割増賃金率は 25%以上 50%以上

### 変更前

## カ月の時間外労働

【 を超える労働時間 <b>/</b>				
60 時間以下	60 時間超			
割増賃金率に	割増賃金率は			
25%以上	25%以上			

- ・大企業はすでに施行済で、平成22年4月より月60時間を超え た時間外労働の割増賃金率は50%以上になっています。
- \*法定労働時間が1日8時間・週44時間の業種があります。週 44 時間の業種は次の通りです。使用する労働者が常時 10 人未 満未満の①商業②映画・演劇業その他興行の事業(映画の制作 の事業を除く)③保健衛生業④接客娯楽業

# 割増賃金額の計算方法

1時間あたりの 賃金額米

X

時間外労働、休日労働、 または深夜労働 を行わせた時間数

× 割増賃金率

1時間あたりの賃金額は、月給制の場合、次のように計算します。 月の所定賃金額 ÷1か月の(平均)所定労働時間数

時間外労働の割増賃金の具体的な算出方法、深夜・ と時間外労働との関係、就業規則の変更、割増賃 金の支払いの替わりの代替休暇などの詳細は、右のQR -ドより HP をご覧ください。

日8時間·1週40時間×

時間外労働の

令和5年4月

月60時間を超えた場合には

増賃金率が50%以上になりました

法定時間外労働が



# 直近の主な法改正

# 令和6年1月~

★★産前産後期間における国民 健康保険料 (税) が減額

# 令和6年4月~

★時間外労働の上限規制の猶予 措置を解除 自動車運転の業務 (工作物の 建 設の 医

業に従事する医師)

★裁量労働制の導入・ 労働基準監督署に協定届 継続には 決

# ★★労働条件明示のルー 議届の届出が必要

明示の変更等 有期労働契約の締結、 (就業場所・業務の変更の範囲の明示義務 更新、 雇止めに関する

# **★★障害者雇用率 (法定雇用率)** が2段階で引き上げ

より37・5人に1人の障害者雇用が必要 人の障害者雇用が必要。令和8年7月 令和6年4月より従業員40人につき1

障害者雇用



労働条件明示



ル変更

裁量労働制



自動車運転

建設業

お住まいの 市区町村へ

単詳細は

が強

★障害者雇用の事業主支援

化

(助成金の新設・拡充)

★障害者の算定方法が変更

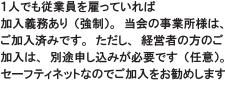
# 社会保険に加入しましょう





# 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



# 厚生年金保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



健康保険・厚生年金保険の

加入対象が段階的に広がります

詳しくはアページ



# 雇用保険

31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が

20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) を1人でも雇っていれば加入義務があります。

# 健康保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



令和5年4月~

法定時間外労働が見め時間を超えた場合には 割増賃金率が<mark>50%以上</mark>になりました

詳しくはアページ



058-201-0153



### 今月の基礎知識

# Q 時間外労働とは 残業のことですか?

### 関連記事:

法定時間外労働が月60時間を超えた場合には 割増賃金率が50%以上になりました

時間外労働をするには36協定の締結と 届出が必要です。時間外労働の基礎知 識、時間外労働の上限、36協定について 詳しくはQRコード→



「残業」と「時間外労働」は似ていますが イコールではありません。

法定労働時間は、1週間で40時間(一部の業種 は44時間)、1日8時間までと定められています。こ の法定労働時間を超える労働を「時間外労働」とい い、労働基準法で禁止されています。

例えば、会社の就業規則で「1日の所定労働時間 は7時間」と定めている場合、7時間を超えたところ から8時間までは法定時間外労働ではありません。 一般に、法定内残業といわれているものです。 時間外労働の割増賃金の支払い義務は生じません。

ただし、週の法定労働時間40時間(業種により44時間)を 超えた場合には、超えたところから時間外労働になります。

なお、法定労働時間を超えて労働させるには36 協定を労働基準監督署に届け出て、時間外労働に 対して通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支 払わなければなりません。

2023年4月より、月60時間を超える時間外 労働に対して、割増賃金を50%以上支払うこ とが義務になりました。



(ただし、週の法定労働時間40時間(44時間)を超えた 場合には超えたところから時間外労働になります

岐阜県労働保険指導協会 編集と発行

〒500-8367 岐阜県岐阜市宇佐南3-2-9-2 電話:058-201-0153 FAX:058-201-0154